

長期収載品の選定療養について

後発医薬品のある医薬品で、先発品(長期収載品)での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され、特別の料金(長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額)が発生する場合があります。

医療財政の改善に資することから後発医薬品が推奨されておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

■対象となる医薬品

- ・ 外来患者さんの院内・院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上の長期収載品(注射薬剤含む)

■対象外になる場合

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品については対象外となります。
- ・ 入院の場合(退院時処方を含む)

■負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1となります。

※選定療養費には別途消費税も必要になります。

省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。

高台病院 病院長